日本都市職員バドミントン連盟弔慰規程

（目的）

第1条　この規程は、日本都市職員バドミントン連盟（以下「連盟」という。）が行う弔慰に関して必要な事項を定めるものである

（弔慰）

第2条　この規程の弔慰は以下の通りとする

弔電　第３条に規定する者が死亡した場合に、連盟会長名で弔電を打つことが

できる

（適用）

第3条　この規程の適用を受ける者は、以下の通りとする

（１） 連盟規約第６条に定める役員

（２） 連盟規約第８条に定める顧問、参与

２　前項に該当する者が、その任期を満了した後においても、次の任期内は適用を受けるものとする

附　則

この規程は、令和５年３月１日から適用する